○農林水産省告示第八百五十六号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロの規定に基づき、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千十九号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロの規定に基づき、同ロの農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、平成十九年七月一日前に狂犬病リファレンスラボラトリーにおいて、又はこの告示の施行前にこの告示による改正前の他の施設において血液中の抗体価を測定した場合においては、当該血液の採取された日から起算して二年を経過する日までは、犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロに規定する農林水産大臣の指定する検査施設において測定したものとみなす。

平成二十一年六月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

表動物疾病管理中央研究所の項を次のように改める。

ワーヘニンゲン大学リサーチセンター中央獣医研究所	オランダ　レリスタッド所在

表狂犬病リファレンスラボラトリーの項を削る。

表ブリュッセル・パストゥール研究所の項を次のように改める。

公衆衛生科学研究所	ベルギー　ブリュッセル市所在

表国立獣医学診断センターの項を次のように改める。

食品・獣医国立診断センター	ラトビア共和国　リガ市所在

○農林水産省告示第八百五十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年六月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ＭＦ　ＨＴＲ１	209001	エム・エス・ケー農業機械株式会社
〃	クボタ　Ｑ－ＫＢ20	209002	株式会社　クボタ
〃	クボタ　ＳＦ－Ｊ Ｂ11	209003	〃
〃	クボタ　ＳＦ－Ｊ Ｂ19Ｘ	209004	〃
〃	クボタ　ＳＦ－Ｊ Ｂ19Ｘ－２	209005	〃
〃	クボタ　ＳＦ－ＫＢ23Ｘ	209006	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○国土交通省告示第六百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	区間	敷地の幅員	延長
常磐自動車道	道路の区域		
	宮城県亘理郡山元町小平字柳田一一四番二から同県亘理郡山元町大平字二反田二三番二まで	最大　二一二（メートル） 最小　一〇	一、四二五（メートル）
	宮城県亘理郡亘理町吉田字上野地一番一から同県亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁八〇番二まで	最大　一一四 最小　一〇	一、四一〇

○国土交通省告示第六百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十九日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四国横断自動車道阿南四万十線	道路の区域			
	土佐市東鴨地字カ石ヶ谷一〇一四番六から同市東鴨地字カル石ヶ谷二五八番一まで	前	最大　二〇四（メートル） 最小　一六七	五八（メートル）
		後	最大　二〇九 最小　一六七	

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北広島市輪厚七一一番一三から同市輪厚五三一番一九まで	平成二十一年六月二十九日十三時

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

中部地方整備局長　佐藤　直良

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高山市清見町牧ヶ洞字洞平四四〇一番七から同町牧ヶ洞字洞平四三九三番一まで	前	二九・〇〇～六〇・〇〇（メートル）	四二・〇（キロメートル）
	後	四〇・〇〇～八六・〇〇	〇・〇四二

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所